

ベンチャー投資促進税制の見直し・延長

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

- ① 地方におけるベンチャー企業への投資を活性化させ、当該企業の成長を促すため、ファンドの出資規模要件を従来の半分に緩和するなどの適用要件を見直すとともに、その適用期限を1年延長する。

(2) 内容

- ① 損金算入できる投資損失準備金の積立率を、現行の80%から50%へ引き下げる。
- ② ファンドの認定期間を1年延長する(平成30年3月31日まで)。
- ③ ファンドが投資家から受ける出資総額を、10億円以上へ引き下げる。
- ④ ファンドの要件として以下の要件を追加する。
 - 1) ファンドの総投資額の50%以上が地方(東京都以外)の新事業開拓事業者に対するものであり、そのうち50%以上が事業拡張期の地方の新事業開拓事業者に対するものであること
 - 2) ファンドの無限責任組合員が地方の新事業開拓事業者に対する投資実績並びに地方の投資先企業へのハンズオン支援に必要な知識及び経験を有していること

(3) 適用時期

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に認定を受けるファンドへの出資について適用される。

(4) 影響

ファンドの認定時期により適用される内容が異なる。例えば、ファンドの認定を受けた日が平成29年3月31日以前であれば、当該認定ファンドへ出資した日が平成29年4月1日以後であっても、当該認定ファンドに出資した法人は改正前の投資損失準備金の積立率(80%)で損金算入することができる。

2. 趣旨・背景

ベンチャー企業が大きく成長するためには、ベンチャーファンドからの資金調達や経営・技術の指導等(ハンズオン支援)が重要である。現状、ベンチャーファンドからベンチャー企業への資金供給が円滑に行われていない中で、地方のベンチャー企業については特に資金供給が不十分であり、限定的な成長に留まっている。そこで、ベンチャーファンドの出資規模要件を従来の半分に緩和するとともに投資額の半分以上を地方のベンチャー企業への投資に対するものとし、さらに地方のベンチャー企業へのハンズオン支援を要件に加えることで、地方のベンチャー企業への投資の活性化と成長を促す見直しが見込まれる。

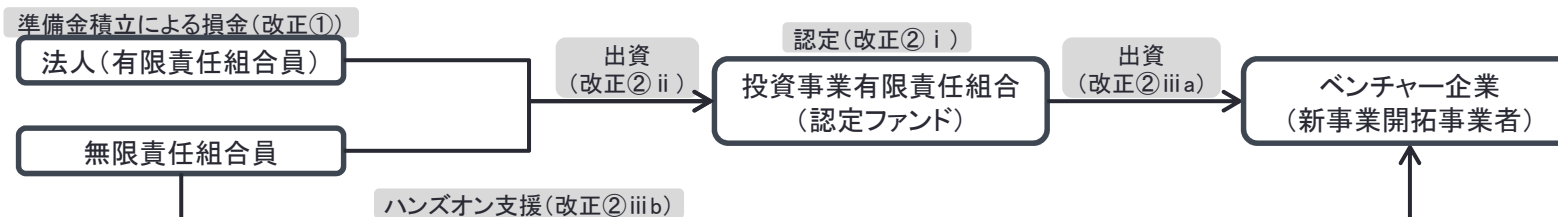
3. 改正の内容

①準備金積立率の見直し

損金算入できる投資損失準備金の積立率を、現行の80%から50%へ引き下げる。

②ファンドの要件の見直し

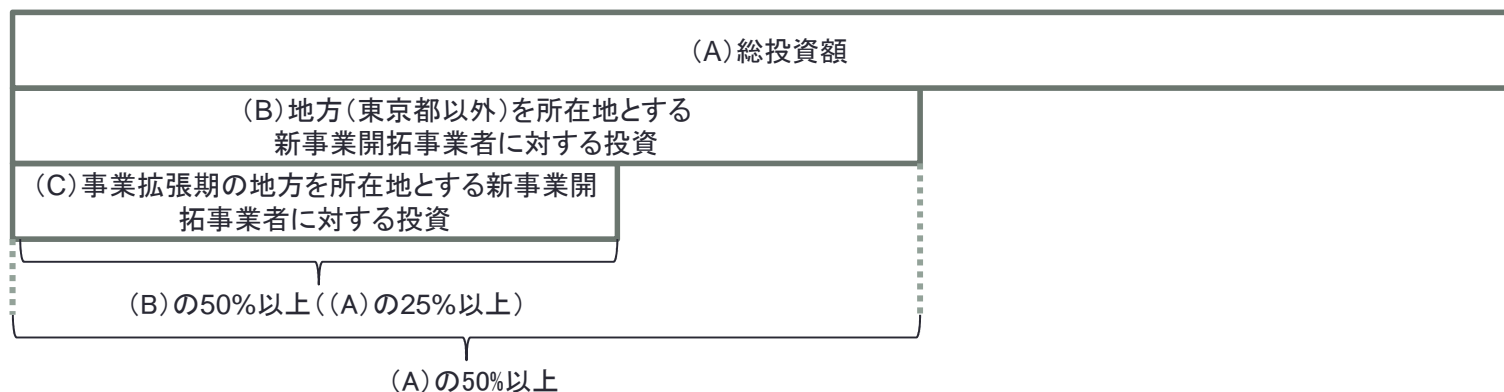
- i. ファンドの認定期間を1年延長する(平成30年3月31日まで)。
- ii. ファンドが投資家から受ける出資総額を、改正前のおおむね20億円以上から10億円以上へ引き下げる。
- iii. ファンドの要件として以下の要件を追加する。
 - a. ファンドの総投資額の50%以上が地方(東京都以外)を所在地とする新事業開拓事業者に対するものであり、そのうち50%以上が事業拡張期の地方を所在地とする新事業開拓事業者に対するものであること
 - b. ファンドの無限責任組合員が地方で活動する新事業開拓事業者に対する投資実績並びに地方で活動する投資先企業に対して経営又は技術の指導等(ハンズオン支援)を行うために必要な知識及び経験を有していること



項目		改正前	改正後
①	損金算入できる損失準備金の積立率 (損金算入限度額＝出資額(帳簿価額)×積立率)	80%	50%
② i	認定期間	平成29年3月31日まで	平成30年3月31日まで
② ii	ファンドが受ける出資総額	おおむね20億円以上	10億円以上
② iii a	要件追加	—	総投資額の50%以上が地方(東京都以外)を所在地とする新事業開拓事業者に対するもので、そのうち50%以上が事業拡張期の地方を所在地とする新事業開拓事業者に対するものであること
② iii b	要件追加	—	無限責任組合員が地方で活動する新事業開拓事業者に対する投資実績及び地方で活動する投資先企業に対してハンズオン支援を行うために必要な知識・経験を有していること

3. 改正の内容

③総投資額の内訳イメージ



4. 適用時期

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に認定を受けるファンドへの出資について適用される。

5. 改正の影響

ファンドの認定時期により適用される内容が異なる。例えば、ファンドの認定を受けた日が平成29年3月31日以前であれば、当該認定ファンドへ出資した日が平成29年4月1日以後であっても、当該認定ファンドに出資した法人は改正前の投資損失準備金の積立率(80%)で損金算入することができる。

ファンドの認定時期	H29/3期	H30/3期	H31/3期	H32/3期	H33/3期	H34/3期	H35/3期	H36/3期	H37/3期	H38/3期	H39/3期
H29/3/31 まで	改正前制度適用(積立率80%)										適用 なし
H29/4/1~ H30/3/31	適用 なし	改正後の制度適用(積立率50%)									

(注1)3月決算法人を想定
(注2)ファンドの存続期間を10年と想定

この間にどのようなファンドに出資するかによって、適用される制度が異なる。